



平成29年 8 月24日

指名停止措置を行いました

～「虚偽記載」～

北海道開発局は、株式会社NTTファシリティーズ北海道が入札前の調査資料に虚偽の記載をしたことから、指名停止3か月の措置を行いました。（「北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領」別表第1第1号に該当）

平成25年度受注した「釧路航空基地13調査増築設計業務」において、プロポーザル方式の技術提案書に、技術者の経歴実績について虚偽の記載をしたことが確認されたため、指名停止を行うものです。

記

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
株式会社NTTファシリティーズ北海道	札幌市中央区北1条西10-1-21

2. 指名停止措置期間：平成29年 8 月24日～平成29年11月23日（3か月）

3. 指名停止措置の範囲：北海道開発局管内

4. 参考

○指名停止措置要領別表第1第1号

措 置 要 件	期 間
(虚偽記載) 1 当局の発注する工事の請負契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事の請負の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上6ヵ月以内

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 電話（代表）011-709-2311

事業振興部 工事管理課 工事契約管理官 武田 雅義（内線5490）

事業振興部 工事管理課 課長 補佐 臼井 義晃（内線5482）

事業振興部 工事管理課 契約指導第2係長 斎藤 臣剛（内線5499）

北海道開発局ホームページ <http://www.hkd.mlit.go.jp/>

